

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部学校総務課 No.001

処 分 名	春日部市教育委員会の傍聴許可
処 分 の 概 要	春日部市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに傍聴申込書に氏名、住所を記入し、教育長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市教育委員会傍聴規則（平成 17 年教育委員会規則第 16 号）第 2 条 春日部市教育委員会会議規則（平成 17 年教育委員会規則第 15 号）第 18 条第 1 項、第 19 条
審 査 基 準	処分の先例がないものであって、規則の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	会議開会前まで
申請方法	教育センター1階学校総務課窓口への提出 ただし、移動教育委員会の場合は会場前への提出
備 考	教育長は、傍聴席に余裕がないとき、または会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することがあります。（春日部市教育委員会傍聴規則第 6 条） 会議は公開とするが、教育長又は委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の多数で決議したときは、公開しないことができます。非公開としたときは、傍聴することができません。（春日部市教育委員会会議規則第 18 条第 1 項、第 19 条）

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市教育委員会傍聴規則

第2条 会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、委員長が傍聴を不適當と認める者

第6条 教育長は、傍聴席に余裕がないとき、又は会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することができる。

■春日部市教育委員会会議規則

第18条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

第19条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、前条第1項の規定により、非公開としたときは、この限りでない。